
山口県老人福祉施設協議会

<団体概要>

・沿革

昭和47年5月10日 設立

・設立目的

山口県内の老人福祉施設相互の連絡調整および職員の資質向上をはかり、もってその健全な発展を期することを目的としています。

・活動内容

- ・老人福祉施設相互の連絡調整及び国・県その他の社会福祉施設団体、ボランティア等との連携を行います。
- ・老人福祉施設運営の充実、入所者処遇技術の向上発展に関する活動を行います。
- ・施設従事者の資質向上と福利厚生に関する活動を行います。

・加盟団体、施設 等

県内の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス含む）で、目的に賛同する会員施設により構成されています。

<重点事業・重点目標>

【令和8年度の重点事業】

- 政策提言（要望）の実施
 - ・定例要望、市町要望等の実施
 - ・国会議員、県議会議員との連携
 - ・県と老施協との意見交換会の実施
- 研修会の開催

<要望事項>

1 取りまとめの経緯

- ・活動報告を取りまとめた大会・会議名
会議名：山口県老人福祉施設協議会 総会・運営研修会
日時：令和8年5月20日(水)午前10時から午後5時20分まで
会場：かめ福オンプレイス
参加人数：107施設
開催方法：集合形式
- ・活動報告の協議方法・協議内容
部会（養護部会・特養部会・軽費部会）において協議

2 要望事項

下記のとおり

重点要望事項

【老人福祉施設全般】

介護分野においては、全サービスの37.5%が赤字経営とされ、倒産件数は毎年過去最多を更新し続けている。高止まりしている物価等に加え、建て替え・大規模修繕に係る費用やICT活用に係るランニングコスト等も大きく上昇傾向にあり、従来の報酬体系では補いきれない新たな費用構造が生じていることは、公定価格である介護報酬により運営される介護施設・事業所において著しく経営を圧迫している。

そうした厳しい状況にあって、期中に行う令和8年度介護報酬改定において、介護分野の職員の他職種と遜色ない処遇改善に向けた措置（最大で月額1.9万円相当）に加え、近年の食材料費の上昇を踏まえた緊急的な対応として、食費の基準費用額の引上げを実施したものの、他産業との賃金格差はいまなお月額8.2万円にも及ぶなかで令和8年春闘は3年連続で賃上げ率5%台の高水準の賃上げとなった。「厚労省令和8年度民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況5.18%・18,167円(R7:5.52%・18,629円)R8.7.31、連合2026春闘生活闘争最終回答集計結果5.01%・16,400円(R7:5.25%・16,356円)、300人未満の中小組合4.69%・12,866円(R7:4.65%・12,361円)R8.7.3」であり、人材流出の懸念は一層強まっている。

今後、介護事業を休止・廃止する事業者の急増が現実のものとなりつつあり、そうなれば地域での介護サービスの必要量を充足できず、地域の介護崩壊ともいえるべき国民生活を支えられない危機的な状況に陥ってしまう。

「地域の福祉を守るための安定した施設経営が可能となる介護報酬、介護職員の他産業への流出を防ぎ新たな介護職員を確保するための処遇改善等について、以下のとおり要望する。」

(1) 介護報酬改定について（物価高騰への対応）【継続】

全国老人福祉施設協議会が実施した「令和6年度収支状況等調査」によると、特養の経営状況は、令和6年度の収支差率が0.0%と過去最低水準であり、事業の継続運営が成り立たない危険水域に達しており、赤字施設の割合は49.5%まで増加している。

物価高騰や世界情勢が不安定な中、今後も施設の運営コストは増加が続くことが予想され、施設運営はさらに厳しい見通しとなっている。

令和6年度介護報酬改定以降、毎年、処遇改善や物価高騰への対応がされているものの、介護職員の賃金は全産業平均と比べ8.2万円の差があり、また補正予算による物価対応については自治体間の格差が問題となっている。

介護報酬の本体報酬（基本報酬）は引き上げられておらず、設備、備品の維持も困難な状況になっている。令和9年度介護報酬改定においては、将来にわたり安定した事業運営を継続するための基本報酬の大幅な増額をしていただきたい。

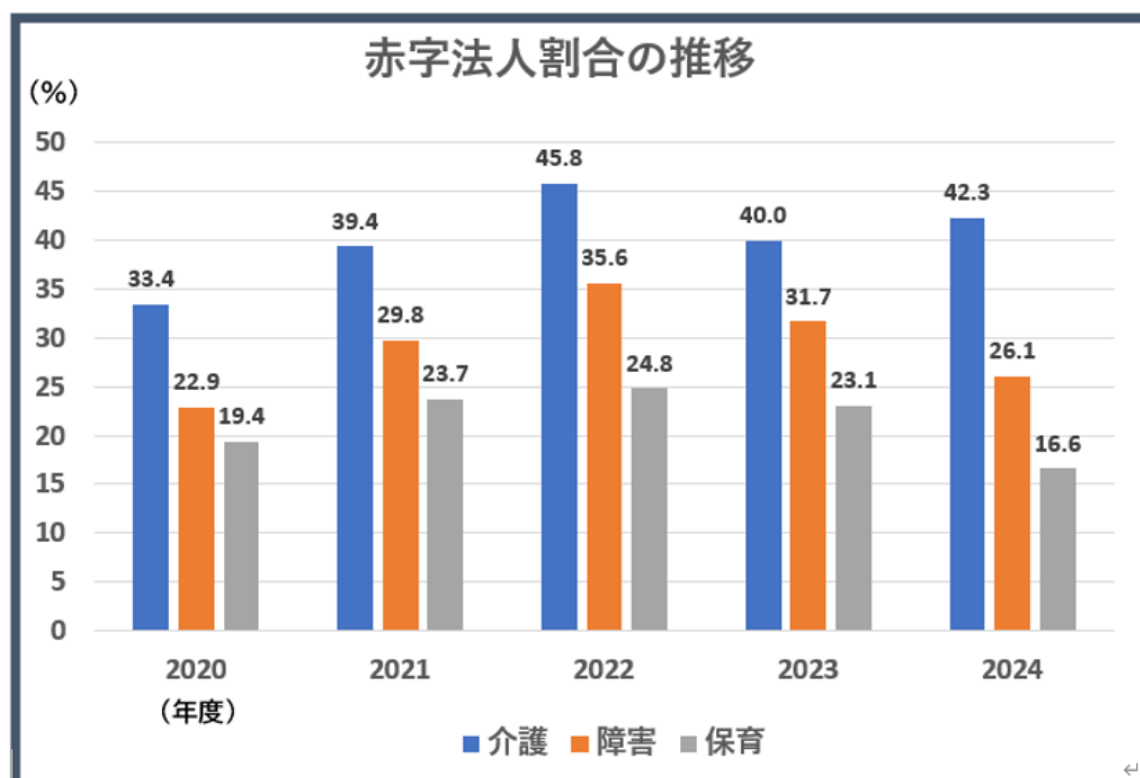
今日のように社会情勢の変化が激しい時代においては、介護報酬（処遇改善含む）の改定を3年に1度ではなく、毎年全産業の賃上げや物価指数に連動する仕組み（賃金スライド制・物価スライド制）を導入いただきたい。

また、食費の高騰に歯止めがかからず、（令和7年の全国老人福祉施設協議会における食費に関する調査結果においては、平均1,788円であり343円の差がある）令和8年8月の基準費用額見直し（100円増）では全く足りない。居住費も水道光熱費の上昇に足りていないため、介護報酬とともに食費・居住費における基準費用額の更なる見直しをしていただきたい。

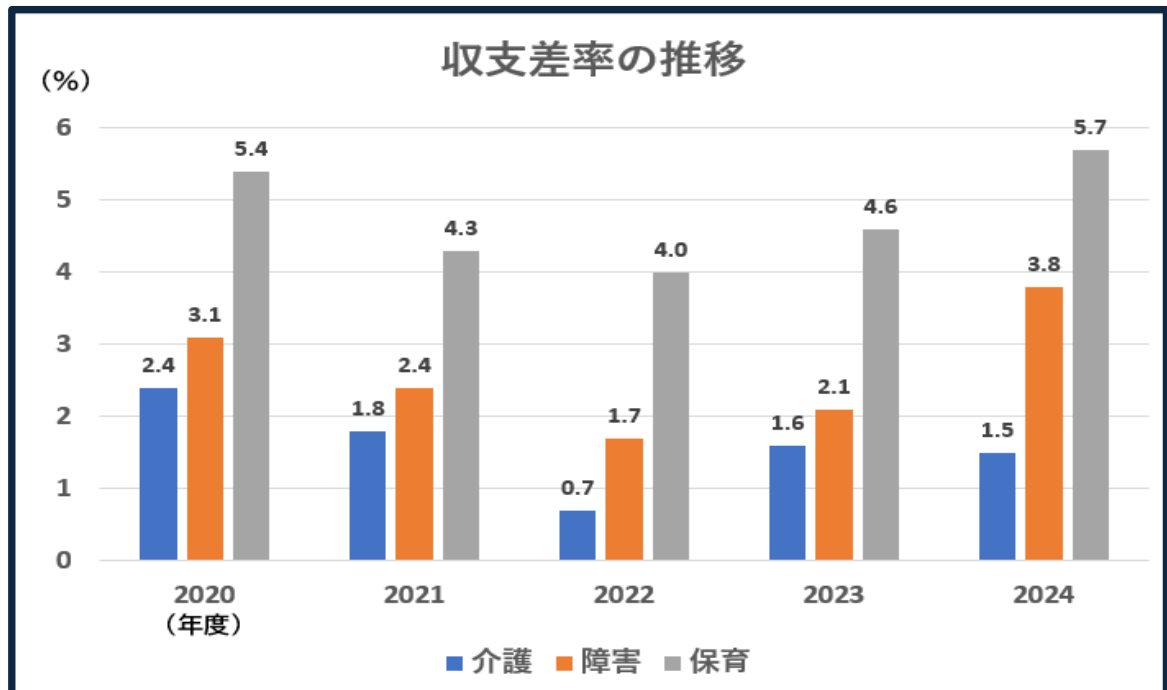
併せて、「山口県介護施設等物価高騰対策支援事業補助金」及び「山口県介護施設等光熱費高騰対策支援金」を拡充していただくとともに、地域の状況に応じて柔軟に活用できる財政支援を検討していただきたい。その際には、自治体間における差が生じないように配慮していただきたい。

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議（R8.5.22 衆議院厚生労働委員会）「十八 物価上昇や賃金上昇等に適切に対応するため、制度の持続可能性を確保しつつ、令和九年度介護・障害福祉サービス等報酬改定において、介護・障害福祉従事者の他職種との遜色ない処遇改善、経営の安定、生産性向上に全力で取り組むこと。」（R8.6.18 参議院厚生労働委員会）「十一、物価上昇や賃金上昇等に適切に対応するため、制度の持続可能性を確保しつつ、令和九年度介護・障害福祉サービス等報酬改定において、介護・障害福祉従事者の他職種との遜色ない処遇改善、経営の安定、生産性向上に全力で取り組むこと。また、介護・福祉職の魅力を広く国民に伝えるための広報及び教育の在り方を改めて早急に検討し、介護・福祉人材の確保・定着に向け注力すること」を早急に実現いただきたい。

資料1



資料 2



「出典 2024 社会福祉法人の経営状況について・2024 保育所および認定こども園の運営状況(福祉医療機構)」

資料 3



（２）福祉・介護人材確保について（処遇改善等）【継続】

今後、医療・介護の複合ニーズを抱える８５歳以上人口の増大と生産年齢人口の急減が確実な未来として予測されており、介護福祉分野の人材不足は深刻である。人材不足はあらゆる産業で課題となるが、福祉・介護は、生活基盤を支えるインフラとしての機能があり、維持しなければならない。

県内では、高校、専門学校、大学等において、生徒数の減少による介護関係学科等の募集停止が生じているとともに、卒業者の県外流出も多く、今後の介護人材確保に大きな不安を感じている。関係団体との協議の場を設け、介護福祉士養成施設への支援等を早急に検討していただきたい。

全国の介護職員の数は、令和５年度におよそ２１２万６，０００人で、統計開始後初めて減少に転じている。処遇改善や生産性向上の推進による現場の負担軽減・職場環境の改善など、様々な施策が行われているが、令和６年度は４８７人の増加にとどまっている。

本県の介護職員数は、２０１９年度の２７，４２１人（令和元年介護サービス施設・事業所調査）から、２０２２年度には２８，１２４人（令和４年介護サービス施設・事業所調査）と、３年間で７０３人の増加にとどまっている。

一方、第８次やまぐち高齢者プランにおける介護職員の需給推計では、２０２６年度に３１，２１１人、２０４０年度に３１，７５０人の介護職員が必要になると見込まれているが、これまでの増加ペースを踏まえると、短期間で必要数を確保することは極めて困難な状況にある。

今後の高齢者人口や介護サービス利用の動向を踏まえ、必要な介護職員数の正確な数値を把握し、どうやって確保するのか、実効性とスピード感を備えた具体的な取り組みを推進していただきたい。国における「２０４０年にむけたサービス提供体制等のあり方」検討会とりまとめにおいて、「介護人材の確保にあたっては、まずは介護人材の属性（年齢・性別、入職経路、外国人材の動向等）を分析の上、都道府県単位で、整理した上で議論していくことが重要である。人口減少や高齢化の状況、地域における介護人材の供給量など、地域差や地域固有の課題が存在するため、地域の状況を分析し、関係者間で共有する場を設けた上で、関係者の共通認識の下、地域の実状に応じた対策を講じていくことが重要である。その際、分析や対策を行うための基本的な考え方を示した上で、サービス供給面でも精緻な人材推計を地域ごとに行い、必要な人材確保対策を講じていくことが必要であり、今後、制度的な議論を深めていく必要がある。」とあり、山口県においても早急にお取り組みいただきたい。（※資料４）

介護職員の処遇改善について、介護職員の賃金は全産業平均と比べ８．２万円の差がある。（※資料５）介護人材確保・定着を独自の施策で支援する自治体が増えてきており、本県においても早急に保育士と同様の更なる処遇改善をお願いしたい。

２０２５年１０月以降の山口県最低賃金は１，０４３円（前年度比６４円増）

となり、2026年度は、10月8日から58円引き上げられ、1,101円となる。国が掲げる全国加重平均1,500円の目標達成に向け、今後も継続的な賃金引き上げが見込まれる。（※資料6）

毎年の全産業の賃上げや物価指数に連動する仕組み（賃金スライド制・物価スライド制）を導入いただきたい。

高額な紹介手数料が発生する一方で、採用後の早期離職率が高いケースも見られるなど、費用対効果や人材の定着面に課題がある。

こうした状況を踏まえ、福祉・介護人材の安定的な確保を図るためには、福祉人材センターやハローワークが果たす役割はますます重要となっている。このため、福祉人材センターの相談・マッチング機能の充実をはじめ、機能強化及び運営体制の強化を図っていただくとともに、介護労働安定センターとも連携し、就職説明会や就職相談会等を継続的かつ定期的に実施していただきたい。

併せて、介護分野における人材確保を一層推進する観点から、ハローワークの職業紹介機能や相談体制の強化についても、国に対して働きかけを行っていただきたい。

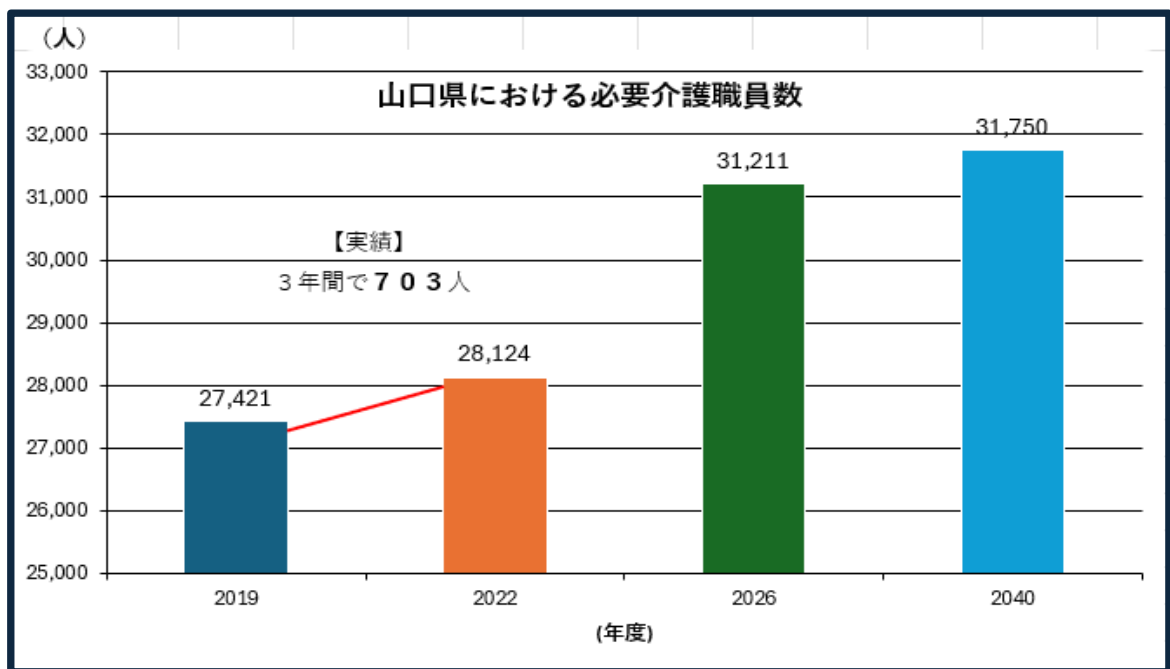
国内人材のみでの介護人材確保が困難となる中、外国人介護人材の活用は重要な選択肢となっている。一方で、さらなる処遇改善や働きやすい職場環境の整備を進め、日本人介護人材の確保・定着を図ることを大前提とした上で、外国人材の受入れを推進していく必要がある。

外国人材の受入れや生活支援には、住居確保、環境整備、相談対応等に相当の経費を要することから、受入施設に対する経費助成について、対象範囲のさらなる拡大（居住環境整備に係る改修費用等）を図っていただきたい。

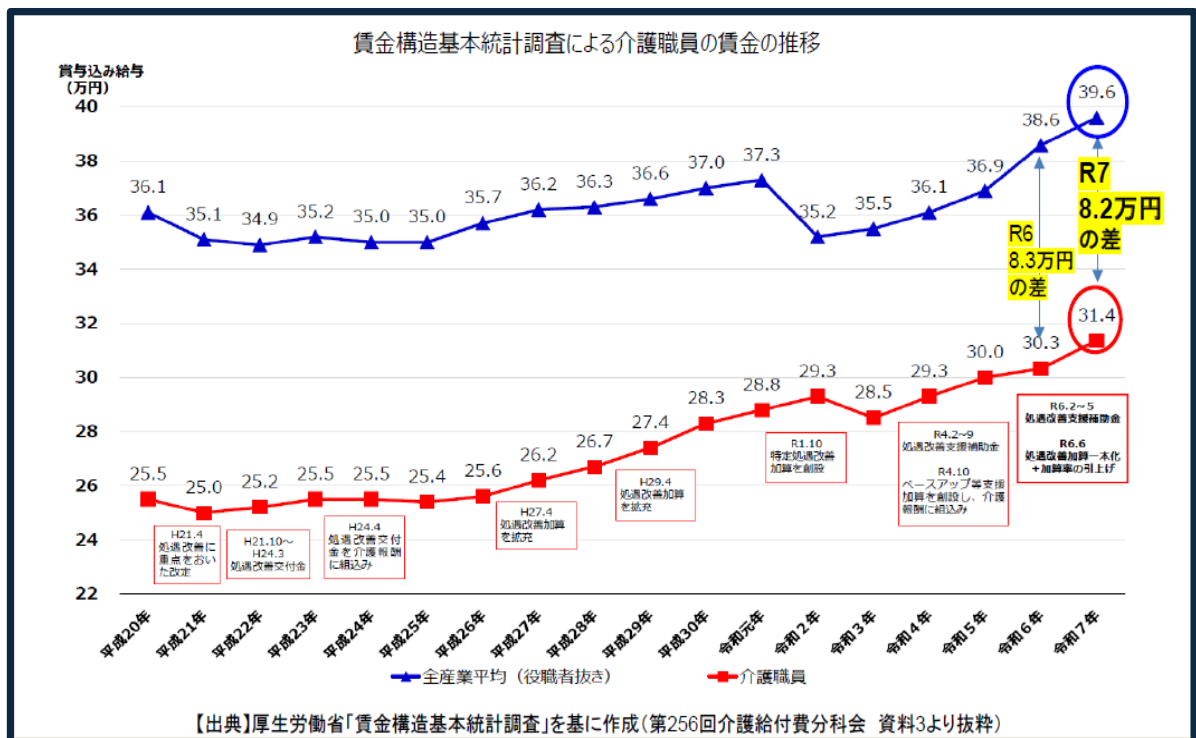
また、受入れを検討する事業者が、各種制度や先行事例、効果的な受入れ方法について幅広く学ぶことができるよう、セミナーや研修会を継続的に開催していただくとともに、受入れに関する相談窓口の設置や、外国人材の雇用定着に向けた支援（交流機会の創出、受入れ環境の整備等）のさらなる充実をお願いしたい。

特定技能「外食業分野」においては受入れ見込み数（受入れ上限）を超えることで受入れ停止措置が講じられることとなったが、介護においても特定技能外国人の受入れは急増しており（受入れ見込み数135,000人の53.5%（令和7年12月末））受入れ見込み数の引き上げなど対応をお願いしたい。

資料4



資料5



資料 6-①

山口県最低賃金 推移予測

R8.8.17

- ・政府は、最低賃金を全国加重平均1,500円とする目標達成時期を、2020年代から「遅くとも2030年代前半のできる限り早期に」へと実質的に修正（骨太の方針2026）
- ・山口県においても最低賃金引き上げ額を全国と同水準とした場合の最低賃金を試算する。

年度		全国加重平均		山口県							
西暦	和暦	最低賃金	引上額	最低賃金	引上額	最賃引上率(R8年10月以降)		月時間数	最低賃金月額 (見込)	最賃上昇額(R8年10月以降)	
						単年	累計			単年	累計
2019	R1	901	27	829	27	3.4%		172	142,588		
2020	R2	902	1	829	0	0.0%		172	142,588	0	
2021	R3	930	28	857	28	3.4%		172	147,404	4,816	
2022	R4	961	31	888	31	3.6%		172	152,736	5,332	
2023	R5	1004	43	928	40	4.5%		172	159,616	6,880	
2024	R6	1055	50	979	51	5.5%		172	168,388	8,772	
2025	R7	1,121	66	1,043	64	6.5%		172	179,396	11,008	
2026	R8	1,176	55	1,101	58	5.6%	5.6%	172	189,372	9,976	9,976
2027	R9	1,235	59	1,160	59	5.4%	11.2%	172	199,520	10,148	20,124
2028	R10	1,297	62	1,222	62	5.3%	17.2%	172	210,184	10,664	30,788
2029	R11	1,362	65	1,287	65	5.3%	23.4%	172	221,364	11,180	41,968
2030	R12	1,430	68	1,355	68	5.3%	29.9%	172	233,060	11,696	53,664
2031	R13	1,502	72	1,427	72	5.3%	36.8%	172	245,444	12,384	66,048

・2030年代前半に全国加重平均1,500円を達成するため、2027年度以降の引上率を年5.0%として試算

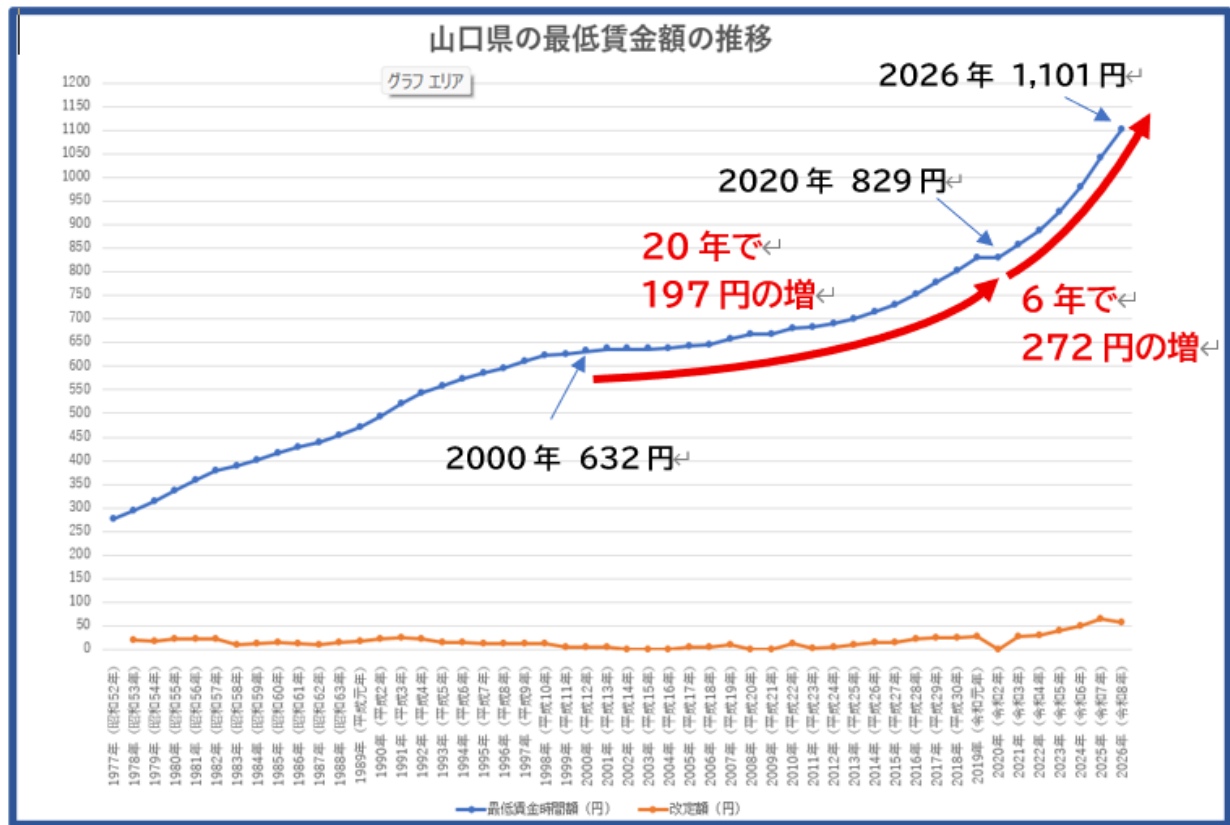
・2027年以降は引上額が全国と同水準となるよう引上率を年5.3%程度として試算
・累計引上率は2025年を基準に算定

月時間数は変形労働制職員から計算
年間日数365日△年間休日数108日＝257日
257日÷12月×8時間＝171.3 ⇒月172時間で試算

資料 6-②

山口県の最低賃金推移

年度	最低賃金時間額（円）	改定額（円）	年度	最低賃金時間額（円）	改定額（円）
1977年（昭和52年）	276		2002年（平成14年）	637	0
1978年（昭和53年）	295	19	2003年（平成15年）	637	0
1979年（昭和54年）	313	18	2004年（平成16年）	638	1
1980年（昭和55年）	336	23	2005年（平成17年）	642	4
1981年（昭和56年）	358	22	2006年（平成18年）	646	4
1982年（昭和57年）	380	22	2007年（平成19年）	657	11
1983年（昭和58年）	390	10	2008年（平成20年）	668	1
1984年（昭和59年）	402	12	2009年（平成21年）	669	1
1985年（昭和60年）	417	15	2010年（平成22年）	681	12
1986年（昭和61年）	430	13	2011年（平成23年）	684	3
1987年（昭和62年）	439	9	2012年（平成24年）	690	6
1988年（昭和63年）	453	14	2013年（平成25年）	701	11
1989年（平成元年）	471	18	2014年（平成26年）	715	14
1990年（平成2年）	494	23	2015年（平成27年）	731	16
1991年（平成3年）	520	26	2016年（平成28年）	753	22
1992年（平成4年）	543	23	2017年（平成29年）	777	24
1993年（平成5年）	559	16	2018年（平成30年）	802	25
1994年（平成6年）	573	14	2019年（令和元年）	829	27
1995年（平成7年）	585	12	2020年（令和2年）	829	0
1996年（平成8年）	597	12	2021年（令和3年）	857	28
1997年（平成9年）	610	13	2022年（令和4年）	888	31
1998年（平成10年）	623	13	2023年（令和5年）	928	40
1999年（平成11年）	627	4	2024年（令和6年）	979	51
2000年（平成12年）	632	5	2025年（令和7年）	1043	64
2001年（平成13年）	637	5	2026年（令和8年）	1101	58



要望事項

【老人福祉施設全般】

（１）新型コロナウイルス感染症への対応について【継続】

新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが５類に変更されたが、老人福祉施設においてはその脅威は全く変わりなく、利用者が感染するとまん延しないよう感染対策が必要となる。また職員やその家族が感染すると出勤できない期間があり、少ない人員でギリギリ回っている介護現場においては職員の負担は極めて大きいものとなり、職員は疲弊し、退職を考える者もでてくるなど、介護人材の定着・確保に大きな影響がある。

施設での集団感染防止策として、施設職員や入居者等に対して、必要なときに必要な検査がすみやかに受けられるような体制の確保や抗原検査キット購入にかかる費用助成について引き続き検討していただきたい。

加えて、感染者・濃厚接触者が発生した場合に備えて、各施設で用意しにくい防護服（ガウン、キャップ等）」について、引き続き県において備蓄していただき、必要なときに支給していただきたい。

また、予防ワクチンや経口薬は高額であり、すべての老人福祉施設関係者が円滑に接種、服用できるように、助成事業等の負担軽減策について国に働きかけていただきたい。

（２）利用者に対する囲い込み・過剰サービスについて【継続】

数十年かけて圏域ごとに計画的に整備されてきた介護保険施設に対してここ数年でその床数を上回る住宅型有料老人ホーム等が整備された地域もある。住み慣れた地域で（在宅で）、在宅サービスを受けられながら暮らされていた「在宅要介護高齢者」が激減している。住宅型有料老人ホーム等の乱立は、介護保険の理念である「自立支援」「利用者本位」「利用者の選択の尊重」をも蔑ろにしているのではないかと懸念されている。

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和９年４月１日施行）において有料老人ホーム制度の見直しがされ、いわゆる「囲い込み」対策の強化や「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保など、有料老人ホーム全体の質を底上げし、利用者が安心して選択・利用できる制度へ見直すことが示されています。

囲い込みのない、過剰サービスが提供されないことが実現できるよう、これらの見直しを確実・効果的に実施していただき、限られた介護保険財源が無駄に使われ続けていないか確認・点検していただきたい。

（３）老朽化に伴う施設整備補助【新規】

介護保険制度開始から２５年を経て、多くの施設が老朽化しており、設備の劣化や耐震安全性が課題となっている。長引く物価高騰や人件費の上昇に加え、建築費も過去最高水準となっており、施設による資金捻出や金融機関からの借入が困難な状況が続いている。高齢者施設の老朽化は、施設の維持管理費の増大や、利用者の安全・快適性の低下を招くため、早急な対応が必要である。

併せて、老人福祉施設には災害時における要介護高齢者や障害のある高齢者の避難先としての役割を果たすことが求められており、災害拠点としての機能を維持、存続していく必要がある。

県は大規模修繕ではなく改築に対しての支援を行うこととされているが、特別養護老人ホームの４９．２％、軽費老人ホーム（ケアハウス）の６１．６％、養護老人ホームの６０．３％が赤字経営となっている現状において、新設や改築を行うことは難しい。前段の理由から、老朽化する施設の維持管理や修繕にかかる費用についても補助対象に加えていただきたい。

「介護・福祉分野においても、老朽化・災害対策を含む施設・設備の計画的な整備を支援する（骨太方針 2026）」「将来需要を踏まえた施設の建替え・改修を含む地域に不可欠な施設・設備の計画的な整備（経済財政諮問会議 R8.5.22）」を積極的に実施していただきたい。

（４）既存施設の地域の実情に応じた柔軟な活用について【継続】

「２０４０ 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において議論されてきたとおり、特に中山間・人口減少地域において不可欠な福祉サービスを維持するために、既存の施設等も有効活用する観点から、地域の実情に応じた施設等の柔軟な活用を可能とするために、不動産の所有に係る要件や転用・貸付・廃止に係る補助金の国庫返納に関する規制について、一定の条件を付した上で緩和する仕組みの検討が必要である。

サービス需要が減少する中、施設等の整備について今後その機能を柔軟に変更していく必要があり、介護保険施設の一部で障害福祉サービス、保育等を行う場合に、元々の補助金の目的範囲外での返還を求められることのないよう、経過年数 10 年未満の施設等の全部転用の緩和等を行うなど、柔軟な制度的な枠組みの検討をお願いしたい。

なお、その際、高齢者施設から障害者施設・児童福祉施設等への転用や、複数施設の統合といった異なる分野も含めた横断的な検討をあわせてお願いしたい。

（５）介護福祉士等の国家試験における試験会場等について【継続】

例年 1 月末頃に実施する介護福祉士国家試験について、中国 5 県では、山口県のみ試験会場が設置されていない。山口県内の介護人材を確保するための対策として、県民が介護福祉士国家試験を受験しやすいよう、山口県で受験できるよう

試験会場の設置を引き続き国に働きかけていただきたい。また、県内へ試験会場が設置されていないことを踏まえ、受験料負担軽減への措置を講じていただきたい。

【養護老人ホーム】

（１）人件費上昇、諸物価高騰に対応した措置費の適正な改定の支援（継続）

令和４年以降、厚労省老健局高齢者支援課から各県や指定都市、中核市宛てに、「措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホームの適切な運営、改定例、取組促進等」多くの要請文書が発出されている。令和８年においても同様の通知が発出され、「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業を踏まえた改定（令和７年度補正予算）」、「令和８年度介護報酬改定を踏まえた対応」、「地方自治体における独自改定」が依頼されている。

老人保護措置費支弁基準額は、平成１８年を最後に国から示されてこなかったことから、県内市町間で大きな差が生じている。県として定員に対する基準額を示し、改定までの実施計画策定を求めるとともに、毎年改定が実施されるよう助言・指導をいただきたい。

（２）定員割れ問題への対応と適正な入所措置の実施について（継続）

令和７年４月１日時点の養護老人ホーム入所率の全国平均は８５．１％であるが、山口県は８０．３％と中国地方で最も低く、定員割れ問題は、深刻度を増している。入所者の在所期間が短くなり、定員割れが常態化したまま多くの施設が赤字経営を余儀なくされている。本来措置されるべき人が取り残されることがないよう、措置制度の適切な運用を含めての研修や意見交換会を継続的に実施していただくとともに、他県の取組事例を参考に、市町が入所判定を行う際の共通基準やマニュアル等の作成について検討していただきたい。

養護老人ホーム措置入所対象者の積極的な発見と社会的に措置を必要としている生活困窮者の適切な把握や関係部署間の連携のあり方など、定員割れの現状分析と地域における老人福祉計画のなかで措置施設として位置づけられている養護の定員数・施設数の見直しを含めた、その将来像を示すよう働きかけていただきたい。定員割れ欠員）の対応については、健全な運営が継続できるよう例えば、欠員数に応じて『運営体制維持加算』として支弁する仕組等取組事例を含め、情報共有、意見交換できる場を継続的に設けていただきたい。

（３）加算について（継続）

以下の加算の創設について、市町で可能である旨の通知を国から発出するよう要望事項として国へあげていただくとともに市町への働きかけをお願いしたい。

① 入所時及び退所時加算

養護老人ホームの入所者は、近年身元引受人のいない人、生活破綻者、精神疾患を持つ人等が増加している。施設は、入所時は住所変更手続代行、衣類・家財類等の整理とその運搬、債務の整理等を行い、65歳未満入所の場合は、年金手続等を行っている。また、退所時は、荷物の処分、死亡の場合は直葬手続、遺骨収集から納骨或いは永代供養等々、生前の希望に従っている。

以上のように支援する内容が煩雑化していることから、入所時加算及び退所時加算を検討するよう働きかけていただきたい。

② 通院支援加算

入所者の通院対応は、原則身元引受人が行っているが、身元引受人が遠隔地にいる場合や福祉事務所長等の場合は、看護師等施設の職員が通院の支援を行っている。

入所者は、病院での受付・支払い、病状の伝達、医師の指示事項等理解が困難な人が殆どで、病院からも施設職員の付き添いを求められているが、付き添いに要する時間が長く、通常業務に大きな影響が出ている。このため、通院時の支援加算の創設について市町へ検討するよう指導していただきたい。

③ 精神保健福祉士の配置加算

入所者の多様化により、利用者同士のトラブルや職員とのトラブルが増加傾向にあり、精神保健福祉士の配置の必要性が高まっている。

については、精神保健福祉士等の専門的な知見、技術を有する職員を配置することにより、適切な処遇が提供できるよう職員配置の見直しを働きかけてもらいたい。

【特別養護老人ホーム】

(1) 特別養護老人ホームの入所要件について【新規】

2015年4月の介護保険法改正により、都市部を中心に全国で入居待機者が50万人以上存在し、費用面や介護給付費の増大を抑える必要性から、特養の入所対象がこれまでの要介護1以上から原則として要介護3以上に限定されている。あわせて要介護1・2の方が一定の条件を満たせば特例的に入所できる「特例入所」ができることとなった。

近年、地方や人口減少地域においては、有料老人ホーム等の増加の影響もあり、特養の待機者が少なくなり空床が見られるようになってきている。

このことから特例入所が緩和され、各自治体が地域の実情等を踏まえ、入所が必要と認める事情があればそれも考慮して判断できる旨、特別養護老人ホームにおける特例入所の適切な運用が求められており、特に入所枠に余裕のある施設について特養入所が適切に運用されるよう全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議で複数回にわたり指示されている。

特例入所について地域住民には伝わっておらず、また申請から決定までに30日以上要する（下関市）など課題も少なくない。

要介護1・2の方の特養入所について、特例入所ではなく、2015年の法改正前の「特別養護老人ホームの入所要件：要介護1以上」に戻していただきたい。

（2）介護DXの推進について【継続】

介護人材が不足する中で、介護ロボットやICT等を活用した最新機器の導入やLIFE普及のための通信設備により、業務の質向上や効率化、職員負担を軽減することは、少ない人員で回る介護現場をつくることよりも、介護現場を魅力あるものとし、介護職員の定着や新たな介護職員の確保につなげるために、ますます必要となっている。

山口県介護テクノロジー定着支援事業については、令和8年度も継続して機器導入に関する補助金を実施していただいたところであるが、予算超過により申請できなかった施設も多数存在することから、次年度以降も同様の支援をお願いしたい。

併せて、導入後の保守管理も大きな負担であり、更新時の費用の捻出も懸念されることから、保守管理費や更新費用等についても対象経費としていただくよう、国に働きかけていただきたい。

（3）協力医療機関との連携体制の構築について【継続】

令和6年度介護報酬改定では、高齢者施設等と協力医療機関との連携強化に係る見直しが行われたが、協力医療機関の確保に苦慮している施設が多数見受けられる。厚労省からの令和7年5月28日付け事務連絡を踏まえ、連携状況等の把握を行うとともに、連携に支障を来している施設への支援として、相談窓口の設置や医療機関とのマッチング、医師会への協力依頼等、連携に係る支援を検討していただきたい。

併せて、今後ますます増大する医療ニーズへの対応として、特別養護老人ホームの配置医師や看護職員の役割・機能強化等について、国へ働きかけていただきたい。

（4）日常生活継続支援加算の要件緩和について【継続】

特別養護老人ホームの施設経営に大きな影響がある「日常生活継続支援加算」の算定要件の1つとして、「前6月又は前12月の新規入所者のうち、要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上であること」とあるが、定員の少ない施設では入退所が少なく、算定要件を満たすことが難しい状況がある。新規入所者総数ではなく、在籍者の割合へ変更するよう国に働きかけていただきたい。

また、「山口県特別養護老人ホームの入所に関する指針」の改正に伴

い、特例入所の受入れによって算定要件を満たさないことが懸念されるため、特例入所への配慮を検討していただきたい。

（５）地域区分の見直しについて【新規】

令和６年８月の人事院勧告に基づき国家公務員給与の地域手当が見直されたことで、国は介護報酬の地域区分もこれに準じて見直すこととしている。

見直しにあたり、公務員の地域手当を基準としつつ、急激な報酬変動を緩和するため、市町の意向を確認した上で経過措置や特例が設けられることとされているが、この度の地域手当の改定は、都道府県単位を原則とした過去にない大規模な見直しであり、介護保険の地域区分に大きな変動をもたらすこととなる。

報酬改定において介護報酬が引き上げられたとしても、地域区分の見直しによる影響で相殺され、実質的にマイナス改定となっては事業の安定運営につながらないどころか、廃業する事業者も出てきかねない。県内では周南市が地域区分の見直しにより、平均的な特養モデル（特養８０床、短期入所２０床、通所介護４０名）では５２５万円の減収が見込まれている。

厳しい経営環境が続く中で、施設運営に過度な影響を与えるような見直しは避けるべきであり、見直しにあたっては、サービス事業者の声に耳を傾け、地域の実態を十分に考慮した慎重な議論を重ねていただくよう国に働きかけていただきたい。

（６）複雑化したサービス体系の簡素化について【新規】

介護保険制度における加算は年々増加し、特養では現在７８種類にも及び、介護報酬に占める加算収入の割合は約２割にも上る。加算要件は多岐にわたり、各種法令や運営基準上の義務、加算取得の要件となる法定研修・訓練、委員会等が増加し、現場・事務双方に大きな負担が生じており、特に LIFE 関連加算については、現場の事務負担が極めて過大である。さらに加算による収入増よりも加算要件を満たすための経費負担（専門職の増員やテクノロジー導入など）がそれを上回るなど、報酬が見合わないケースが少なくない。そのため、現在の物価高騰や人材確保が極めて困難な状況が続く中であっては、多くの施設が加算の取得を躊躇せざるを得ない実情がある。

これらのことから制度の安定性に資するよう、加算の整理・統合を含めて、制度をシンプルで実効性のあるものへの見直しを国に働きかけていただきたい。

【軽費老人ホーム】

（１）「事務費補助金制度」の存続について【継続】

事務費補助金は軽費老人ホームの経営上必要不可欠な財源であることから、事務費補助金の本体部分及び各種の加算金について減額することなく制度を存続していただきたい。

また、令和元年１０月の消費税率１０％への引上げ後の補助金については、今後も引き続き施設の負担額を十分に精査した上で、物価高騰賃上げへの対応を目的として独自改定を実施された他県の取組事例等も参考にさせていただき、適正な補助金の支給をお願いしたい。

（２）老朽化にともなう修繕費の補助、重度化対応にともなう施設整備補助【継続】

県内施設の半数は築２５年以上、軽費老人ホームＡ型のみでは、全施設が築４０年以上経過しており、老朽化への対応が必要であるが、経営状況の悪化により大規模修繕や建替えができず、利用者に我慢を強いている現状がある。早急に、施設修繕に関する補助金や借入金等の財源措置を講じていただきたい。また、入所者の高齢化・重度化が進む中で、安全な支援を行うための施設整備に関しても、財源措置を講じていただきたい。

老朽化した軽費老人ホームＡ型を建て替えてケアハウスとした場合、高額な管理費の設定が想定され、「無料又は低額な料金で」利用するなど到底考えられないことは明白であり、軽費Ａ型を利用されている高齢者の多くは、建て替えたケアハウスを利用することは困難であるため、低所得の利用者の激変緩和措置、住処を追われた場合の救済措置をしていただきたい。

（３）軽費老人ホームに勤務する「介護職員の処遇改善加算」について【継続】

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和７年度補正予算）と令和８年度介護報酬改定により、介護職員のさらなる処遇改善等が図られるが、軽費老人ホーム・ケアハウスも業務内容が類似していることから、令和８年１月１３日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」及び令和８年４月９日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について」により、これらにかかる経費が令和８年度地方交付税において措置された上で、同様の対応が地方自治体に求められている。さらに、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体における独自改定も要請されている。

については、軽費老人ホーム・ケアハウスが山口県のセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、引き続き必要な財源措置を講じていただきたい。

(4)「宿直専門員雇上加算」及び「宿直業務の委託」について【継続】

軽費老人ホームの補助金に係る加算として、軽費老人ホーム A 型には「宿直専門員雇上加算」が適用されているが、ケアハウスには加算がない。近年、ケアハウスにおいても入居者の重度化が進んでおり、安全確保の観点から、補助金を増額していただくとともに、加算の対象となるよう検討していただきたい。

また、働き方改革関連法の施行や、人件費高騰、職員の適切な労務管理を実施するため、宿直業務のシルバー人材センター等への委託について、国に働きかけていただきたい。

(5)一般型ケアハウスの介護職員の配置基準を軽費老人ホーム A 型と同程度への見直し及び事務費基準額の改善【継続】

軽費老人ホームは、介護保険法上「居宅」に位置付けられており、入居者が介護を必要とするときは、介護保険を利用して外部サービスを利用して生活できるが、外部サービスを利用される入居者が年々増えている。さらに、入居者の高齢化や A D L の低下等により、外部サービス以外で施設職員が対応する個別支援が増えてきていることやニーズが多様化しているのが実情である。

一般型ケアハウスにおいて、現行の介護職員の配置基準では十分な対応が出来ないことが問題である。支援業務に関する実態調査を行い、現状を踏まえて、一般型ケアハウスの介護職員の配置基準を軽費老人ホーム A 型の配置基準と同程度に見直すよう国に働きかけていただくとともに、事務費基準額の改善をお願いしたい。

(6)認知度を高める積極的な広報活動について【継続】

待機者の減少の一因として認知度の低さがあげられる。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅との差別化を図り、軽費老人ホーム・ケアハウスの必要性について明確に打ち出していくことが必要である。行政・地域・関係機関など官民一体の取組を本会とともに行っていただきたい。